

鈴鹿市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：徳田206号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
徳田町字古川 366 番 1 地先から	旧	245.5	2.2～7.2
徳田町字古川 341 番 4 地先まで	新	245.5	4.7～13.6